

2012.10

PL Report <2012 No.7>

国内の PL 関連情報

消費者問題及び消費者政策に関する報告

(2012 年 8 月 31 日 消費者庁)

消費者庁は 8 月 31 日付けで、“消費者問題及び消費者政策に関する報告（2009～2011 年度）”と題する報告書をホームページ上で公表した。

この報告書は“2009～2011 年度”の表記から判るように、2009 年の消費者庁発足から現在までの「消費者問題」と「消費者政策」の動向について、以下の 2 部構成としたうえで別冊の解説を含み約 220 ページにまとめている。

第 1 部は“消費者問題の現状”を次の 2 章に分けて解説している。

- ・第 1 章 消費者を取り巻く社会経済情勢の動向と消費者行動・意識
- ・第 2 章 消費者事故とトラブルの動向

また、第 2 部は“消費者政策の実施状況”を次の 3 章に分けて解説している。

- ・第 1 章 消費者政策の基本的な枠組み
- ・第 2 章 各分野の消費者政策の動向
- ・第 3 章 消費生活の「現場」である地方における消費者行政

ここがポイント

消費者庁の管轄は広範囲であり、本報告書では消費生活用品の諸問題に加え、いわゆる悪質商法や運輸・通信サービス、金融・保険サービス、さらには東日本大震災に関連する消費者問題にまで記述がおよんでいるが、「消費者の安全・安心の確保（製品等の安全および食品の安全）」は第 1 部・第 2 部共に各分野の冒頭で論ぜられており、行政としての関心の高さを表しています。

本報告書の性質上、法令やガイドラインとは異なり、事業者の活動を規制するものではありません。しかし、報告書全体を通読することにより、事業者は自社が置かれた現状と市場を取り巻く環境を理解できると同時に、行政がどのような視点で消費者問題を捉え、今後の施策を考えているかといった方向性を知ることができます。

製品および食品に係る事故の分野では、品目別では“家電・車両の火災”、“エアゾール式消火具の破裂”、“食中毒とアレルギー”等が消費者に注目されており、特に“子供の不慮の事故”に大きな関心が寄せられています。

また、今後の課題としては

- ・消費者行政全体の機能強化のための“食品表示の一元化”と“国民生活センターの国への移行”
- ・国際化の進展、インターネットの普及、新しい製品やサービスの開発と急速な発展
- ・消費者に生じた被害を一括して実効的に回復することができるような新しい訴訟制度の導入

等が挙げられています。

事業者は自社の取り扱う製品の安全を確保するには、該当する製品に直接関係する技術の進歩や法令・規格の更新に関する情報に注目する必要があることはいまでもありません。

しかし、同時に自社製品分野のみにこだわることなく、市場全体の消費者の抱えている問題点と行政の政策が目指している方向にも十分な注意を払い、常に社会が製品に求める安全性のレベル（社会的に許容可能なリスクの範囲）についての判断を誤ることがないようにすることが重要です。

コンデンサー過熱による火災に注意

(2012 年 8 月 23 日 毎日新聞 地方版)

業務用冷蔵庫やクーラーの火災が相次ぎ、姫路市消防局は注意を呼びかけた。過去 10 年で作業場や倉庫、共同住宅などで 13 件発生し、コンデンサーの過熱が原因。火災は 5 月～8 月の気温の高い時期に集中している。いずれも小火で死傷者は出ていない。

業務用冷蔵庫やクーラーは 1975 年より事故防止用の保安装置が搭載されている。火災を起こした製品は長期使用の製品が多く、点検も可能であることから、市消防局は「電気工事店に相談し、古いコンデンサーは早めに交換してほしい」と呼びかけている。

ここがポイント

コンデンサー等電気製品構成部品には寿命があり、適切な保守や交換を行なわなければ危険であることは理解されていても、それに沿って使用者が行動しているとは限りません。

製品に対する安全性にかかわる社会許容度は、歴史的に安全サイドに大きく変化してきており、電気製品の製造事業者はこのような市場の変化に適応し、その証左のひとつとして業務用冷蔵庫やクーラーについては、1975 年から部品故障に対して保安機能を搭載するなど安全性の改善を図った経緯があります。

一方、夏になると独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）の製品安全センターに扇風機やエアコンなどの発火事故情報が多く寄せられていることも事実です。同機構製品安全調査課によると 2006 年度から 11 年度までの 6 年間にエアコンで 470 件、扇風機で 231 件の事故が発生しており、いずれも原因はコンデンサーの絶縁不良やモーターの過熱など経年劣化に関連する事故です。

本件火災事故のような経年劣化による事故の問題は以下の二つの側面が考えられます。

- ・ 部品（製品）の劣化に対する検討が不十分という事業者側の問題
- ・ 製造者の考える設計標準使用期間（製品寿命）をはるかに超えた長期使用をしているという消費者側の問題

国内の電気製品の製造事業者は、これらに対応するため社内基準の評価・検討や長期使用に関する消費者への情報提供・教育を行うなど事故の未然防止を図っていますが、一方で、電気製品は輸入品も大量に流通しています。同様の事故を防ぐためには、輸入事業者など流通事業者においても、製造事業者におけるリスクアセスメントなど製品安全対策の実施状況を確認するとともに、長期使用が予測される製品がある場合は、消費者に長期使用のリスクや点検の必要性を情報提供するなど、事故防止の一翼を担うための活動が期待されます。

厚生省、漬物衛生規範改正へ

(2012 年 8 月 30 日 新潟日報他)

厚生労働省は 8 月 29 日、白菜の浅漬けを原因とする北海道の腸管出血性大腸菌 O-157 の集団食中毒を受け、食品衛生法に基づき 1981 年に定めた漬物の衛生規範を全面改正すると発表した。同省は、都道府県や中核市などに浅漬けの製造施設の衛生管理をチェックするため立入り調査を実施するよう通知し、最終報告書を受けて衛生規範の改正作業を始める。

ここがポイント

札幌市内の漬物メーカーが7月下旬に製造した浅漬けに腸管出血性大腸菌 O-157 が混入しており、9月上旬現在で患者数120名以上、死者7名に上る食中毒事故が発生しました。現行の厚生労働省の「漬物の衛生規範」（平成7年10月 第2次改正）では、原材料の洗浄や消毒液の濃度、殺菌時間についての規定はないものの、製品として一夜漬け（浅漬け）は、大腸菌および腸炎ビブリオが陰性であることが規定されています。また、カビや産膜酵母の発生有無、食品添加物などの規制値も記載されています。

食品は全品検査が不可能なため、食品事故のリスクを低減するために、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）手法による工程管理を行うことが推奨されます。HACCPは、原料の受入れ、加工、包装、出荷に至る一連の工程における危害を予測、分析し、その危害を防止するために必須管理点（CCP）を特定して、CCPを継続的に監視、モニタリングすることで、不良製品の出荷を未然に防ぐ手法です。なお、HACCP手法で製造工程を管理する前に、前提条件（一般的衛生管理）により、環境（施設設備）や要員の衛生状態を確保します。

浅漬け製造にHACCP手法の考え方を適用した場合、製造工程に加熱殺菌工程がないことから、食中毒菌を陰性とするには、原材料を次亜塩素ナトリウム等により洗浄・浸漬し除菌・殺菌するか、酸味料や防腐剤等の食品添加物を投入する必要があります。具体的な必須管理点（CCP）としては、洗浄剤・殺菌剤の濃度や洗浄・浸漬時間、食品添加物の投入量があげられます。また、前提条件の基準としては、「漬物の衛生規範」のほか、各都道府県条例による施設基準や管理運営基準、CODEX 食品衛生基本テキスト「食品衛生の一般的原則」などが参考になります。

浅漬け以外にもカット野菜やカット果物など、加熱殺菌のない加工食品は市場に多く出回っています。特にそのような製品の食品製造事業者においては、HACCP手法の導入の検討や既に導入済みの場合も自社の運用状況の点検、必要に応じた見直しを検討すべきでしょう。なお、農林水産省が本年5月に発表した「平成23年度食品製造業におけるHACCP手法の導入状況実態調査」によれば、HACCP手法の導入率は20.3%であり、約8割の企業が未導入のままです。HACCPも含めた食品安全の管理態勢強化が望まれます。

海外のPL 関連情報

オレゴン州最高裁判所が台湾バッテリー充電器メーカーの対人裁判管轄を容認

オレゴン州最高裁判所は、台湾企業であるCTE テック株式会社（以下「CTE 社」）が製造した電動車いす用のバッテリー充電器の欠陥により、住宅火災が発生して死亡者がでた事案に係る損害賠償請求訴訟に関し、“Stream of commerce plus” 理論に沿い、オレゴン州の裁判管轄を認める判断を下した。

ここがポイント

外国企業に対する米国裁判所の裁判管轄について、「州の裁判管轄が認められるには、その製品が当該州で販売されるであろうという単なる予想や期待では不十分であり、当該州で製品を販売するために、意図的にその法や保護の恩恵を受ける行為を必要とする」（いわゆる“Stream of commerce plus” 理論）の考え方が判断の基軸となりつつある一方で、特に地裁レベルでは当該理論の適用にバラつきが見られ、判決動向が流動的である状況であることは、本誌2011年3号および2011年6号において報じたとおりです。

本件（Willemsen v. Invacare Corp., No. S059201、2012年7月19日判決）は対人裁判管轄について中間上訴され、連邦最高裁判所により差戻された後、差し戻されたオレゴン州最高裁判所が下した判決であり、CTEは全米に販売されることを想定してオハイオ州籍の他の被告の製造する車椅子用にバッテリー充電器を販売し、1,100台以上の車椅子と充電器がオレゴン州で販売されましたが、J. McIntyre Machinery, Ltd. v. Nicastro, 131 S. Ct. 2780（本誌2011年3号で紹介した判決、以下「Nicastro判決」）に基づき、「単にオレゴン州でCTEのバッテリー充電器が消費されるかもしれないという予測だけでは、対人裁判管轄権を行使するには充分ではない」と主張していました。

これに対し、オレゴン州最高裁判所は、Nicastro判決のように全米に販売してたまたま製品の一個が当該州で消費されたような場合には、州に対人裁判管轄を認めるには不十分であるが、本件では、オレゴン州で過去2年間に1,100台以上も販売されていたことは当該州で販売されるであろうという単なる予想や期待にとどまらず、通常の流通にあたり、裁判管轄を認めることが相当としました。

本件判決は、“Stream of commerce plus”理論における意図的に商流にのせたことの判断要素として、当該州における製品の販売台数に着目していることが特徴的かつ注目されますが、CTE社は連邦最高裁判所へ二回目の上訴申立を行なう予定であり、今後、連邦最高裁判所がこの点に関してどのような判断を下すかにより、裁判管轄の判決動向が左右される可能性があり、引き続き注視が必要と考えられます。

■ 米国法改革協会が訴訟環境の州別ランキングを発表

米国商工会議所が運営主体の米国法改革協会（U.S. Chamber Institute for Legal Reform）は、9月10日、全米各州の訴訟環境の調査報告書※を公表、その中で不法行為法に関わる訴訟環境の良し悪しを州・地域別にランク付けした結果を発表した。

※ 2012 State Liability Systems Survey “Lawsuit Climate” Ranking the State

本調査は2002年に開始され、今回で9回目となる。企業内弁護士や訴訟関係に詳しい企業の経営者へのインタビューに基づいており、主として企業の立場から各州の訴訟環境の良し悪し、有利不利を評価したものである。

ここがポイント

米国では、製造物責任を含む不法行為については各々の州法で訴訟が進められ、欠陥の定義や懲罰的賠償責任の規定なども州法により差異があり、訴訟環境が大きく異なってきます。どの州を裁判地として訴訟が行われるかにより結果も異なることが、このような調査の背景となっています。

本件調査における評価の要素としては、不法行為、契約訴訟全般の取扱状況、集団訴訟・共同訴訟の取扱い、損害（認定）などがあり、それぞれの要素ごとに企業の立場から良し悪しを評価し評価点が集計されます。今回の調査によれば、米国各州の賠償請求訴訟に係る環境は全体としては改善してきており、全体の平均スコアも前回の57.9から60.9に上昇しています。

一方、州ごとの訴訟環境については、依然として差異があるとしています。報告書では、全米50州について評価点を集計しランキングがされていますが、その中でトップ5とワースト5は以下のとおりです。

州別の賠償請求訴訟環境

トップ 5			ワースト 5		
順位	州	評価点	順位	州	評価点
1	デラウェア	75.8	50	ウエストバージニア	44.8
2	ネブラスカ	74.1	49	ルイジアナ	46.5
3	ワイオミング	72.6	48	ミシシッピ	46.6
4	ミネソタ	71.4	47	カリフォルニア	50.6
5	カンザス	70.6	46	イリノイ	51.3

なお、今回の調査によれば、インタビューを受けた企業関係者の 70%が、自社の事業拠点の選択など経営上の重要な意思決定に際して、州の訴訟環境を考慮するとしており、この割合は、前回調査の 67%、前々回調査の 63%から上昇傾向にあります。米国で事業を行う企業にとって、州ごとの訴訟環境の差異は、引き続き留意すべき重要事項のひとつといえることができます。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS & AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの確実な実施を含め製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」や「製品安全に関する事業者ハンドブック」の策定など官公庁からの受託調査業務のほか、事業者の皆様の製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングを行っています。
- ・弊社ではこのような豊富な受託調査、コンサルティング実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL Master」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL Master」



「PL Master」はじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研コンサルティング第一部 CSR・法務グループ（TEL. 03-5296-8912）、またはお近く三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2012